

大気汚染について

第1回 大気汚染に関する法令・規制

環境省水・大気環境局大気環境課

■本セミナーの趣旨

今年度の誌上セミナーは大気汚染をテーマに連載します。大気汚染に関する苦情相談は、典型7公害の中では騒音に次いで数多く寄せられており、令和3年度の公害苦情調査結果報告書によると典型7公害の公害苦情受付件数(51,395件)の28%(14,384件)を占めています。また、主な発生原因別に見ると、「焼却(野焼き)」に関する苦情相談が最も多く、全体(典型7公害以外の苦情相談を含む73,739件)の17.5%(12,877件)を占めています。

本セミナーでは、地方公共団体の公害関連部局において新たに担当される職員の方に向けて、大気汚染問題に関する実務を行う上で参考となる知識や苦情相談の対応事例を解説していきます。

第1回は、「大気汚染に関する法令、規制」と題し、大気汚染防止法に基づく固定発生源対策及び移動発生源対策について解説します。また、コラムでは、野焼き¹について指導をする際に参考となる焼却禁止に関する通知について紹介します。是非、御活用ください。

1. はじめに

昭和43年の大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下「大防法」という。)制定以来、環境省(環境庁)では人の健康の保護の観点から設定された環境基準の達成・維持を目標に、工場・事業場などの固定発生源や自動車などの移動発生源からの排出ガス規制、燃料対策を実施し、その後、有害大気汚染物質対策、石綿飛散防止対策等と順次対象を拡大することで、対策を推進してきました(図1)。その結果、令和3年度には、環境基準の達成率は、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状

物質(SPM)、二酸化硫黄(SO₂)、一酸化炭素(CO)及び有害大気汚染物質についてはほぼ100%となり、微小粒子状物質(PM_{2.5})についても環境基準設定以来初めて100%となりました。

一方で、光化学オキシダント(Ox)の環境基準達成率については、昭和48年度の設定以来、ほぼ0%と依然として極めて低い状況が続いています²。また、公害等調整委員会によると令和3年度は「大気汚染」に関する苦情が14,384件受けされており、典型7公害のうち「騒音」に次いで2番目に多い結果となっています³。

¹ 大気汚染防止法は工場や事業場を規制対象としており、野焼きについては規制の対象外です。野焼きは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)にて規制されています。

² 令和3年度 大気汚染状況について(環境省) https://www.env.go.jp/press/press_01411.html

³ 令和3年度公害苦情調査(公害等調整委員会)

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/kujyou-r3_index.html

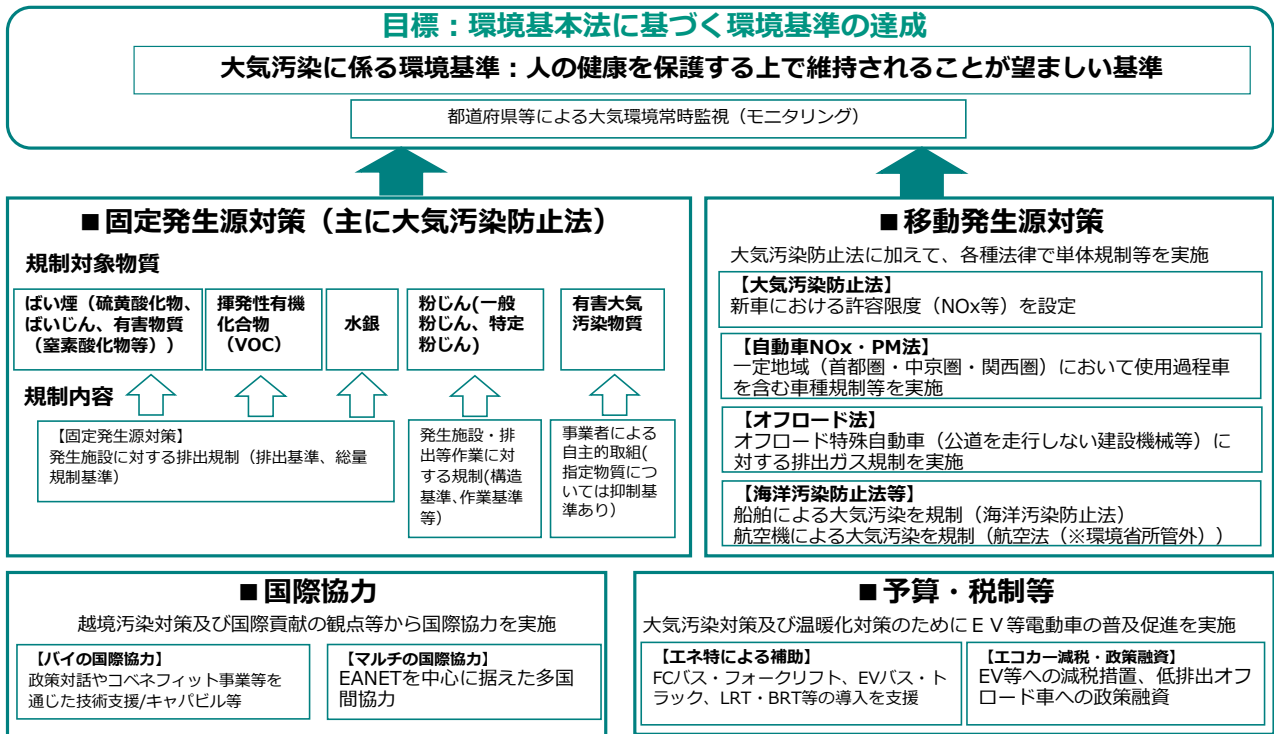


図1 大気環境施策の体系図

そこで、本稿ではまず環境基準について概要を述べた上で、固定発生源への対策について詳述します。また、最後に移動発生源についても簡単に触れたいと思います。

2. 環境基準及び大気環境モニタリング

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項において、政府は大気汚染等について「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」を定めることと規定されており、この基準を環境基準と言います。また、同条第4項において、政府は環境基準が確保されるよう施策を講ずることとされています。このように、環境基準は「維持されることが望ましい基準」であり、公害防止施策を推進する上での行政上の努力目標として位置付けられています（図2）。

例として、後述するばい煙の一つである SO₂を

用いて説明します。SO₂の環境基準は、告示において「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。」と定められています。この値を達成すべく、大防法において工場や事業場で発生する排出ガスについて、排出口（煙突）からの硫黄酸化物（SO_x）の排出量を規制しています。

環境基準の達成状況を含め、大気環境の状況については地方公共団体等がモニタリング（常時監視）を実施しています。モニタリングの結果は地方公共団体や国において取りまとめているほか、大気汚染常時監視測定局で測定した速報値については「大気汚染物質広域監視システム（愛称：そらまめくん）」⁴において公表しています（図3）。

⁴ 環境省大気汚染物質広域監視システム（愛称：そらまめくん） <https://soramame.env.go.jp/>

環境基準と個別規制の構造

■環境基準（環境基本法）

大気の汚染等に関する環境基準を定め、基準が確保されるよう、政府が公害防止施策を講ずることを規定。



- 環境基本法（平成5年法律第91号）
- 第16条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。
- 2 （略）
- 3 第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。
- 4 政府は、この章に定める施策であって公害の防止に係るもの（以下「公害の防止に関する施策」という。）を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

■事業者等への規制（大気汚染防止法等）

環境基準を達成するため、事業者等による汚染源の排出を規制。

例：大気中の二酸化硫黄（SO₂）

■環境基準（環境省告示）

- 二酸化硫黄の環境基準
- 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。



■事業者等への規制（大気汚染防止法）

- 発生源…工場・事業場で発生するばい煙
- 排出基準
- 各事業所の排出口（煙突）からのSOxの排出量（m³毎時）を規制。地域・排出口の高さなどにより規制値を設定。集積地域には総量規制も適用。

図2 環境基準と大気汚染防止法の関係



図3 大気汚染物質広域監視システム（愛称：そらまめくん）ホームページ

3. 固定発生源対策

大防法では、工場や事業場を対象にばい煙等の排出規制等を行っています。ここでは、物質ごとの規制体系内容について説明します。

(1) ばい煙

「ばい煙」とは、物の燃焼等に伴い発生する SO_x、ばいじん（いわゆるスス）、有害物質（①カドミウム及びその化合物、②塩素及び塩化水素、③弗素、弗化水素及び弗化珪素、④鉛及びその化合物、⑤窒素酸化物（NO_x））をいいます。

大防法では、施設を 33 種類に分類して、能力等が一定規模以上の施設を「ばい煙発生施設」と

して定めており、ばい煙発生施設を新たに設置又は構造等の変更をしようとする者は、事前に都道府県知事等に届け出なければならないとされています。

都道府県知事等は、その内容を審査し、当該施設が排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、計画の変更又は廃止を命ずることができるとされています。

令和 3 年度末現在、ばい煙発生施設の届出施設数は 216,304 施設であり、そのうち約 6 割がボイラーです⁵（表 1、2）。

表 1 大防法に基づく規制対象の届出施設数（令和 3 年度末現在）

施設名	届出施設数
ばい煙発生施設	216,304
揮発性有機化合物排出施設	3,393
一般粉じん発生施設	71,225
水銀排出施設	4,505

表 2 施設種類別のばい煙発生施設数及び割合（令和 3 年度末現在）

施設名	施設数	割合 (%)
ボイラー	130,166	60.2
ディーゼル機関	42,564	19.7
ガスタービン	11,054	5.1
金属鍛造・圧延加熱・熱処理炉	7,312	3.4
乾燥炉	6,510	3.0
廃棄物焼却炉	4,405	2.0
金属溶解炉	3,695	1.7
ガス機関	2,990	1.4
その他	7,608	3.5
合計	216,304	100

⁵ 令和 4 年度大気汚染防止法施行状況調査（令和 3 年度実績）（環境省）

<https://www.env.go.jp/content/000127446.pdf>

誌上セミナー「大気汚染について」

ばい煙の排出基準については、汚染度合に応じて以下の基準が定められています（図4）。

- ・一般排出基準：ばい煙発生施設ごとに国が定める基準
- ・特別排出基準：大気汚染の深刻な地域において、新設されるばい煙発生施設に適用されるより厳しい基準（SO_x、ばいじん）
- ・上乘せ排出基準：一般排出基準、特別排出基準では大気汚染防止が不十分な地域において、都道府県が条例によって定めるより厳しい基準（ばいじん、有害物質）
- ・総量規制基準：上記に挙げる施設ごとの基準のみによっては環境基準の確保が困難な地域において、大規模工場に適用される工場ごとの基準（SO_x、NO_x）

大防法では、ばい煙排出者に対し、排出基準に適合しないばい煙の排出を禁止し、故意、過失を問わず違反者に対して刑罰を科すこととされています。都道府県知事等は、排出基準違反のばい

煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、当該ばい煙の排出者に対し、ばい煙の処理方法等の改善やばい煙発生施設の一時使用停止を命令することができるとされています。

また、ばい煙排出者は、施設から排出されるばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならないとされており、都道府県等の職員は、ばい煙排出者が排出基準を遵守しているか確認するため、工場・事業場に立ち入ることや必要な事項の報告を求めることができるとされています。

なお、故障、破損その他の事故が起こり、ばい煙等が多量に排出されたとき、排出者は直ちに応急の措置を講じ、復旧に努めるとともに事故の状況を都道府県知事等に通報しなければならないとされており、都道府県知事等は、事故により周辺の区域における人の健康に影響があると認めるときは、排出者に対して、必要な措置をとるようを命ずることができるとされています。

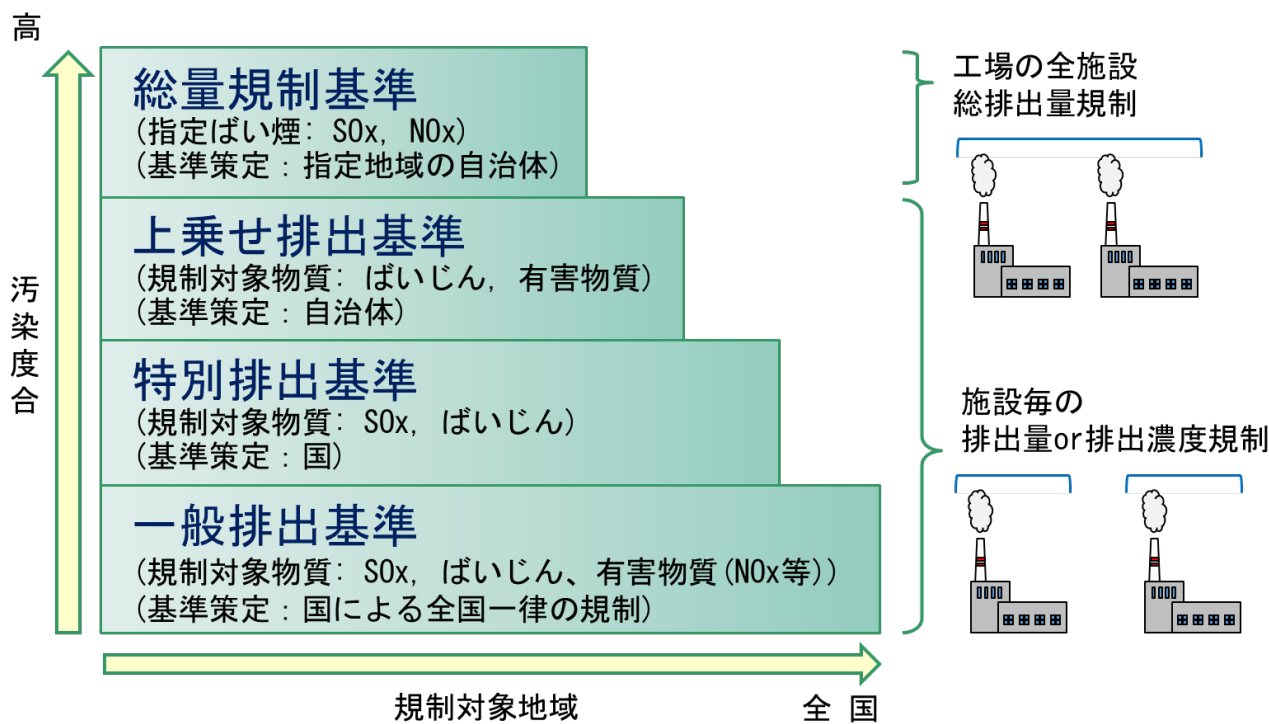


図4 ばい煙の排出規制体系

(2) 一般粉じん

「粉じん」とは、物の破碎やたい積等により発生し、又は飛散する物質をいいます。このうち、大防法では、人の健康に被害を生ずるおそれのある物質を「特定粉じん」(石綿を指定)、それ以外の粉じんを「一般粉じん」として定めています。

大防法では、施設を5種類に分類して、能力等が一定規模以上の施設を「一般粉じん発生施設」として定められており、一般粉じん発生施設を設置又は構造等の変更をしようとする者は、事前に都道府県知事等に届け出なければならないとされています。

令和3年度末現在、一般粉じん発生施設の届出施設数は71,225施設です⁵(表1、3)。

一般粉じん発生施設を設置している者は、破碎機や堆積場等の一般粉じん発生施設の種類ごとに定められた構造・使用・管理に関する基準を遵守する義務があり、これらに違反する者に対し、都道府県知事等は、基準の適合や施設の一時使用停止を命ずることができるかとされています。

表3 施設種類別の一般粉じん発生施設数及び割合(令和3年度末現在)

施設名	施設数	割合(%)
コークス炉	77	0.1
堆積場	13,177	18.5
コンベア	41,395	58.1
破碎機・摩砕機	9,917	13.9
ふるい	6,659	9.3
合計	71,225	100

(3) 特定粉じん(石綿)

石綿の飛散による大気汚染防止のため、平成元年に石綿を人の健康被害を生ずるおそれのある「特定粉じん」として大防法において位置付け、石綿使用製品の製造工場に対して、設置の届出、敷地境界基準の遵守等の規制が導入されました。

建築物及び工作物(以下「建築物等」という。)の解体、改造又は補修作業を伴う建設工事(以下「解体等工事」という。)に対しては、平成7年の阪神・淡路大震災により倒壊した建築物の解体等工事による石綿飛散を契機とし、平成8年に大防法が改正され、吹付け石綿(いわゆるレベル1建材)が使用された一定規模以上の建築物の解体等工事について作業実施の届出、作業基準の遵守等の規制が導入されました。

その後、平成17年の大防法施行令(昭和43年政令第329号)の改正で石綿含有断熱材、保温材及び耐火被覆材(いわゆるレベル2建材)の規制対象への追加並びに工事の規模要件の撤廃が行われるとともに、平成18年の大防法改正では工作物の規制対象への追加が、平成25年の大防法改正では、石綿含有建材の使用状況についての解体等工事の事前の調査(以下「事前調査」という。)の義務付け、届出義務者の元請業者から発注者への変更等の飛散防止対策の強化が行われました。平成25年の大防法改正から5年が経過し、施行状況を検討したところ、事前調査における石綿含有建材の見落としや、規制対象ではなかった石綿含有成形板等(いわゆるレベル3建材)についても、不適切な除去を行えば石綿が飛散することが明らかになり、また、国土交通省の推計によると、今後、令和10年頃をピークに石綿含有建材が使用された可能性のある建築物の解体工事が増加する見込みであることから、解体等工事に伴う石綿の飛散防止を徹底するため、令和2年に大防法等が改正され、一部を除き令和3年4月1日から施行されています。

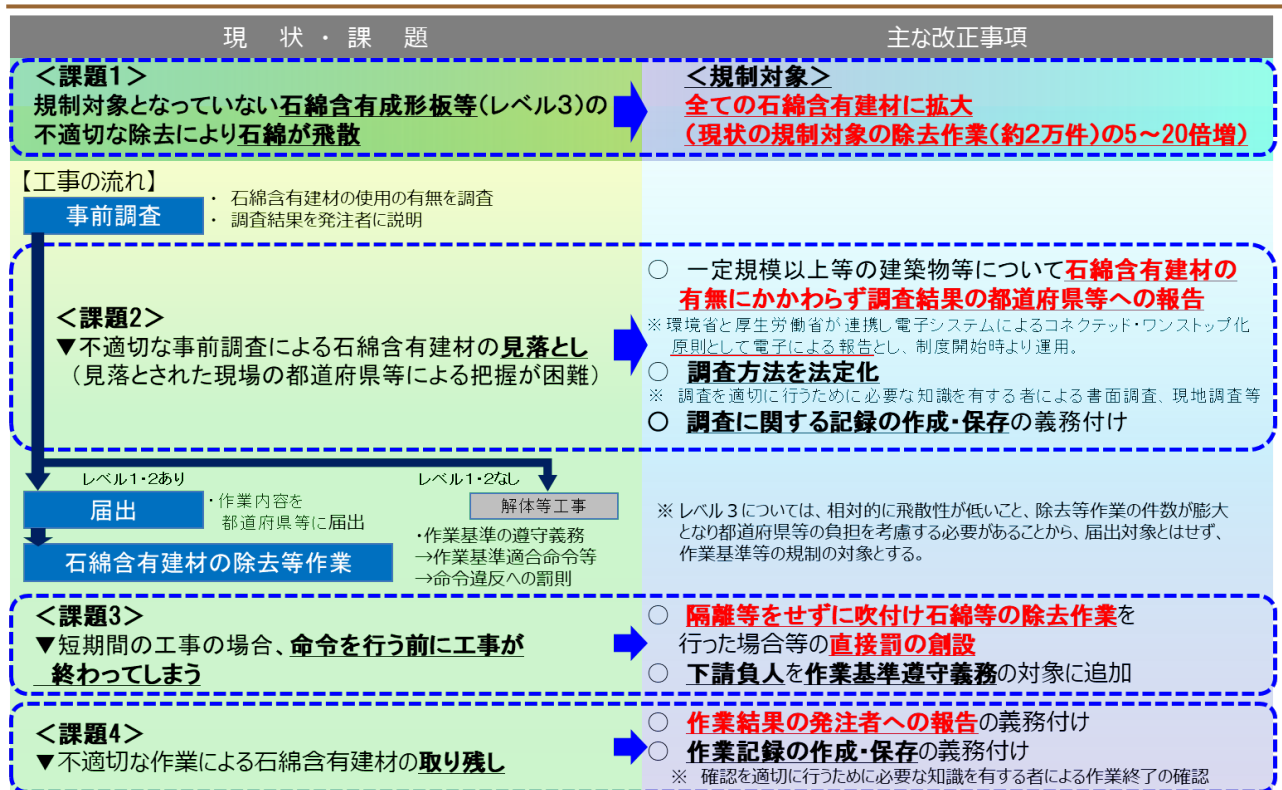


図5 大気汚染防止法の一部を改正する法律(令和2年法律第39号)の概要(R2.6.5公布)

令和2年の大防法等の改正事項は以下の4点です(図5)。

① 全ての石綿含有建材を規制対象とするための規定の整備

環境省で実態調査を行った結果、飛散防止措置をとらずに石綿含有成形板等を破砕するような不適切な事例や、作業現場近傍で石綿飛散が確認された事例が明らかになったことから、石綿含有成形板等を規制対象に追加することとしました。

② 事前調査結果の報告の義務付け等による不適切な事前調査の防止

今回の改正前の大防法(以下「旧法」という。)では、事前調査の結果、事業者が石綿含有建材なしと判断した場合、作業実施の届出はされないことから、都道府県等が事前調査における石綿含有建材の見落としを把握するのは困難な状況でした。そのため、都道府県等がより幅広く解体等工事を把握し、必要に応じて適切な石綿飛散防止措置を講ずるよう指導できるよう、

一定規模以上の建築物等の解体等工事について、石綿含有建材の有無に関わらず、元請業者が都道府県等に事前調査の結果を報告する制度としました。また、この報告をタブレットやスマートフォンにより簡易に報告できる電子報告システムを整備し、本制度の施行のタイミングに合わせて令和4年4月から運用を開始しています。

さらに、事前調査での見落としを防ぐため、調査方法を大防法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)で規定するとともに、一定の知見を有する者による事前調査の実施を義務付けることとしました。

③ 直接罰の創設

旧法では、作業基準の違反者に対して行政命令を行い、その命令に違反した場合、罰則(間接罰)の対象となっていました。短時間の解体等工事については、命令を行う前に工事が終了し、命令及び間接罰では作業基準遵守の担保が十分でない場合があります。そのため、吹

付け石綿等の除去等の作業を行う際の飛散防止措置義務違反に対して罰則（直接罰）を設けることとしました。

④発注者への作業結果の報告の義務付け等による不適切な除去等の作業の防止

旧法では、作業後の確認に係る措置は明確には規定されておらず、また、作業終了後に石綿含有建材の取り残しがあった事例も確認されました。これを踏まえ、元請業者に対し、石綿含有建材の取り残しがないことなど作業完了を事前調査の実施者又はその現場の石綿作業主任者などの必要な知識を有する者に確認させた上で、当該確認の結果も含め、作業結果を発注者に報告することを義務付けることとしました。また、元請業者に対し、作業に関する記録の作成・保存も義務付け、都道府県等が作業結果を確認できるようにしました。

その他、今回の改正により、災害時に備え、平時からの建築物等の所有者等による建築物等への石綿含有建材の使用の有無の把握を後押しする国及び地方公共団体の責務の新設、立入検査対象の拡大等の措置が講じられています。

(4) VOC 対策

揮発性有機化合物（VOC（volatile organic compounds））とは、揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称であり、多種多様な物質が含まれます。VOC は、Ox 及び PM_{2.5} の生成の原因物質の一つであるため、その排出削減により、大気汚染の改善が期待されます。

VOC については、物質数が非常に多く、発生源の業種、業態も多様であること、また、VOC による SPM や Ox の生成に不確実性が避けられないこと等を考慮して、事業の実態を踏まえた事業者の創意工夫と自発性が最大限発揮される自主

的取組により効果的な排出抑制を図ること、一施設当たりの VOC の排出量が多い施設については、法規制により確実に排出抑制を進めることが適当であるという考え方に基づいて、双方を適切に組み合わせて相乗的な効果を発揮させることとしました（政策のベスト・ミックス）。

平成 16 年に大防法の改正が行われ、施設を 9 種類に分類して、能力等が一定規模以上の施設を「揮発性有機化合物排出施設」として定め、揮発性有機化合物排出施設を設置又は変更をしようとする者は、事前に都道府県知事等に届け出なければならないとされました。

また、平成 22 年度までに平成 12 年度比で固定発生源における VOC 排出量を 3 割程度削減することが目標として定められています。そこで、環境省では、平成 12 年度及び平成 17 年度以降の VOC の排出量を調査し、発生源品目別等の排出量の推計を実施しています。

目標年度である平成 22 年度の排出量は、目標を上回る 4 割以上（平成 12 年度比）の削減がされたと推計され、また、自動車等の排ガス規制の効果とも相まって SPM 及び Ox についても、平成 17～19 年度以降は改善傾向にあり、VOC 排出抑制制度等による効果が示唆されました（図 6）。

このような結果を踏まえ、平成 24 年 12 月に中央環境審議会から、VOC 排出抑制制度の継続が適当であり、引き続き VOC 排出状況の把握を実施していくことが必要であるとする答申⁶が示され、現在も VOC 排出削減制度を継続しています。

令和 3 年度末現在の揮発性有機化合物排出施設の届出施設数は 3,393 施設であり⁵、また、令和 3 年度の VOC 排出量は 567,488 トンで、削減率（平成 12 年度比）は 60%となっています（表 1、図 6）。

⁶ 今後の揮発性有機化合物（VOC）排出抑制対策の在り方について（答申）（中央環境審議会）

<https://www.env.go.jp/content/000068378.pdf>

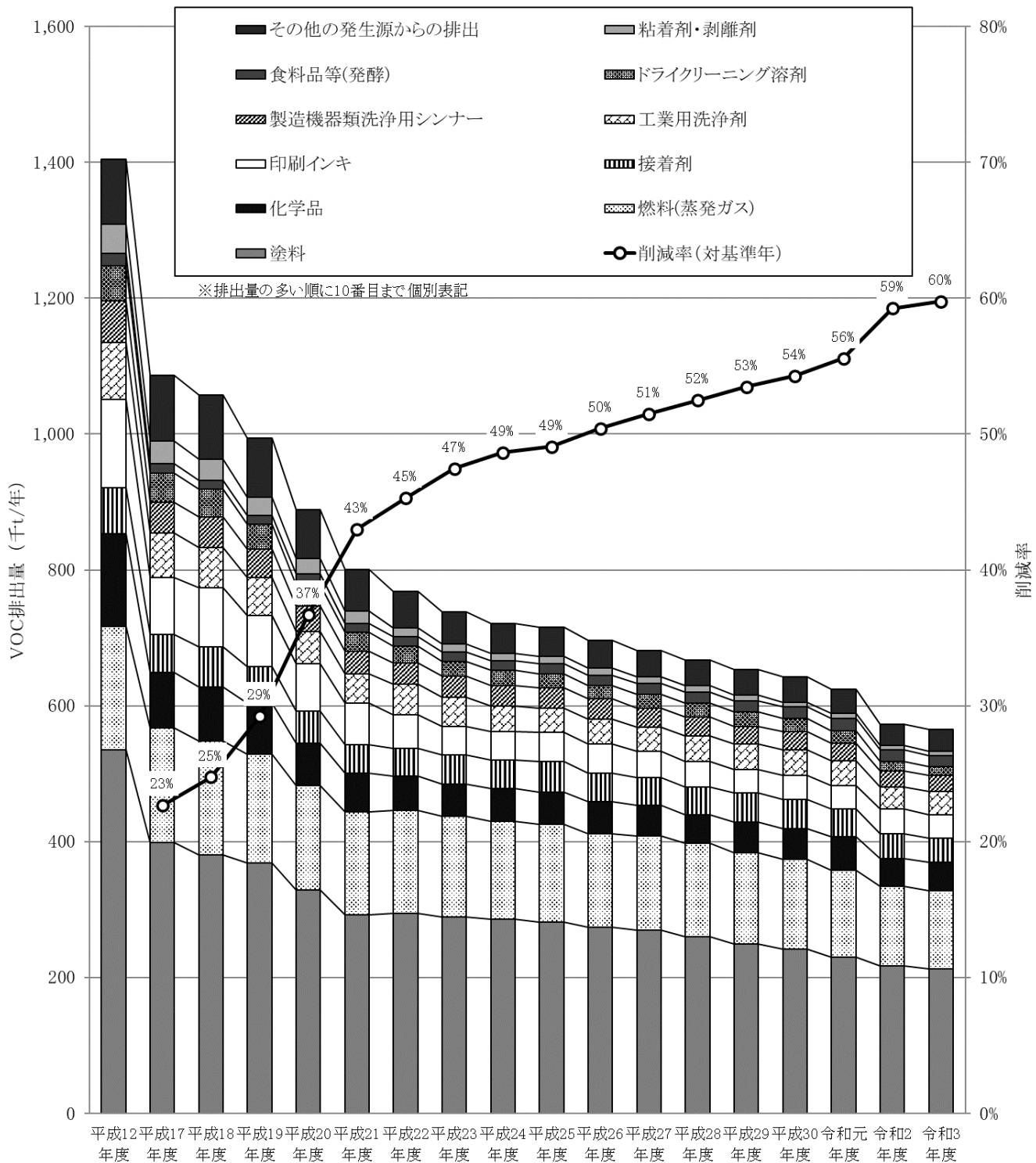


図6 発生源品目別 VOC 排出量の推計結果

(5) 水銀対策

水銀による地球規模の環境汚染と健康被害を防止するため、「水銀に関する水俣条約」が平成25年10月に採択され、平成29年8月16日に発効しました。この条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、平成27年6月に大防法が改正され、

平成30年4月1日に施行されています。この改正により、規制の対象となる水銀排出施設（石炭火力発電所、産業用石炭ボイラー、非鉄金属製造施設、廃棄物焼却施設、セメントクリンカー製造施設）の設置者には施設の届出、排出基準の遵守、排出ガス中の水銀濃度の測定・記録・保存の義務

が課されており、これらに違反した場合の罰則が規定されています。

また、水銀排出施設以外で水銀等の排出量が相当程度多い施設である要排出抑制施設（鉄鋼製造施設）の設置者には自ら遵守すべき自主管理基準の設定、水銀濃度の測定・記録・保存、排出抑制措置の実施や、当該措置の実施状況とその評価の公表が義務付けられています。

令和3年度末現在、水銀排出施設の届出施設数は4,505施設です⁵（表1）。

（6）有害大気汚染物質対策

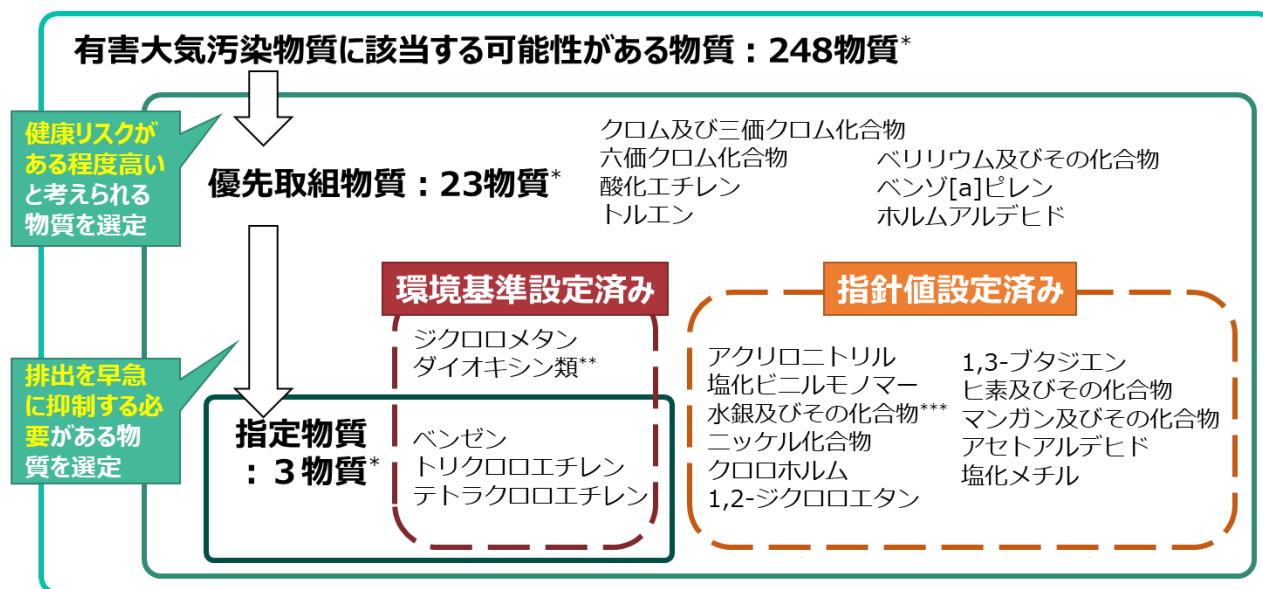
「有害大気汚染物質」は、大防法において、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの」と定義されており、事業者の責務として排出状況の把握や排出抑制の措置が、国や地方公共団体の施策として汚染状況の把握等が、それぞれ規定されています。

有害大気汚染物質については、中央環境審議会の答申⁷により、「有害大気汚染物質に該当する可

能性がある物質」として現在248物質が、そのうち健康リスクがある程度高いと考えられる「優先取組物質」として23物質がそれぞれ選定されています（図7）。

優先取組物質については、科学的知見に基づき、環境目標値である環境基準や指針値を順次、設定しています。指針値とは、有害性評価に係るデータの科学的信頼性が制約される物質について、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値のことを言います。環境省では現在、優先取組物質23物質のうち、ベンゼン等の5物質について環境基準を、アクリロニトリル等の11物質について指針値を設定しており、残る7物質についても環境目標値の設定に向けて科学的知見の収集や検討を行っているところです。

また、優先取組物質のうち排出又は飛散を早急に抑制する必要がある物質として3物質を「指定物質」として定めています（図7）。指定物質については物質の種類及び排出施設の種類ごとに排



* 物質数は令和4年度末時点
** ダイオキシン類対策特別措置法に基づき排出抑制対策を実施している
***平成25年10月に採択された水銀に関する水俣条約を踏まえ、現在は規制措置がなされている。

図7 有害大気汚染物質

⁷ 今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第九次答申）（中央環境審議会）

<https://www.env.go.jp/press/13040.html>

出又は飛散の抑制に関する基準として「指定物質抑制基準」を定めており、都道府県知事はその基準を勘案し、指定物質排出施設を設置している者に対し、指定物質の排出又は飛散の抑制について勧告することができます。

4. 移動発生源対策

大防法に基づく移動発生源対策として、自動車一台ごとの排出ガス規制を行っています。一方、移動発生源については大防法以外の法令においても対策を行っており、例えば船舶・航空機についてはそれぞれ国際機関の示す基準を踏まえた国内法にて排出規制等を行っています。その他、建設機械については特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）に基づく排出規制を行っています。また、併せて「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号。以下「自動車NO_x・PM法」という。）」に基づく自動車からのNO_x及び粒子状物質（PM）の排出量の削減に向けた施策を進めてきました。

自動車NO_x・PM法は、全国の自動車等を規制する他法令と異なり、自動車交通が集中する大都市地域の大气汚染状況に対応することを目的としており、8都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府及び兵庫県）に限って規制を行っています。具体的には、8都府県に指定される対策地域内において、同法に基づく排出ガス基準を満たしていない車両の登録を規制する「車種規制」の実施のほか、事業者に対する、電動車等への代替やエコドライブの推進等に関する「自動車使用管理計画」の都道府県知事への報告義務を課す等しています。

また、規制的措置ではありませんが、大気環境の改善に資する施策として、電動車等の普及が挙げられます。令和3年6月に策定された2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略⁸においては、乗用車について2035年（令和17年）までに新車販売における電動車の割合を100%とする等の政府目標が設定されています。そこで、電動車の普及を促す施策として、車両導入に対する各種補助、自動車税・軽自動車税の軽減措置及び自動車重量税の免除・軽減措置等の税制上の特例措置並びに政府系金融機関による低利融資を行っています。

5. おわりに

冒頭に述べたとおり、国、地方公共団体、事業者におけるこれら取組の結果、冒頭に述べたとおり、大気環境の状況は大きく改善しています。しかし、光化学オキシダントの問題が残っているほかにも、大気環境行政を取り巻く状況は日々変化しており、脱炭素化の推進、デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展等といった様々な社会情勢の変化を考慮しながら施策を講じていく必要があります。

環境問題は一朝一夕に解決できるようなものではありません。環境省としては今後も様々な課題に対して、全力で取り組んでいく所存ですので、引き続き、地方公共団体等関係各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

⁸ 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（内閣官房等）

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/ggs/pdf/green_honbun.pdf

コラム「野焼きについて」

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

1. 野焼きに関する法規制

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第16条の2において、廃棄物の焼却は原則禁止されており、この規定に違反して廃棄物を焼却した者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれらの併科が適用されます。焼却禁止の例外とされるのは、同条第1号から第3号に該当する場合のみとなっています。

また、同条第3号では「公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの」と規定されており、これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第14条において定められています。このうち、農業等に関する焼却禁止の例外規定は同条第4号により、「農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」とされているところであり、野焼きについてはこれに該当する場合以外は実施することができません。

2. 焼却禁止に関する通知

次に、焼却禁止に関する通知の中から、野焼きに関する公害苦情を処理する上で押さえておいていただきたい点についてご紹介します。第1に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行について」（平成12年9月28日付け衛環78号通知）において、

○焼却禁止の規定は悪質な廃棄物処理業者や無許可業者による廃棄物の焼却に対する、取締りの実効を上げるためのものであり、焼却禁止の例外とされる廃棄物の焼却についても、処理基準を遵守しない焼却として改善命令、措置命令等の行政処分及び行政指導を行うことは可能である

○生活環境の保全上著しい支障を生ずる廃ビニールの焼却は、農業等を営むためにやむを得ない廃棄物の焼却に当たらないとされていることです。

また、第2に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2の規定に基づく廃棄物の焼却禁止の例外とされる焼却行為に対する行政処分等の適用について」（令和3年11月30日付け環循適発第2111305号通知）において、

○焼却禁止の例外とされる廃棄物の焼却についても、当該焼却行為により、健康被害も含む人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が現実には生じ、又は社会通念上そのおそれがあると判断するに相当な状態が生ずる場合等においては、処理基準に適合しない焼却行為として、措置命令等の行政処分及び行政指導を行うことは可能である

○個別の事案における罰則の適用において、当該例外規定における「やむを得ない」といえるか否かの解釈に当たっては、公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却に該当するか否かという点を勘案し、法の目的に照らして合理的と認められるかにより判断されるべきものであり、生活環境の保全上著しい支障を生ずる焼却は、これに含まれるものではないとされていることです。

3. おわりに

野焼きについて指導をされる際には、今一度上記2つの通知の内容も参照の上、生活環境の保全を旨とし、地域の実情に即した指導を心がけていただきたいと思います。

■大気汚染に関する過去の記事の紹介

過去に取り上げた大気汚染に関する記事を紹介します。新たに担当される職員の皆様におかれましては、是非、ご覧ください。

- ・座談会「野焼きに関する諸問題と対応等」公害等調整委員会事務局（機関誌「ちょうせい」第106号（令和3年8月））

https://www.soumu.go.jp/main_content/000764255.pdf

- ・特集「大気汚染の現状と対策」環境省水・大気環境局大気環境課長 瀧口博明（機関誌「ちょうせい」第85号（平成28年5月））

https://www.soumu.go.jp/main_content/000417381.pdf